

地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所サービス デイサービスさくら 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 豊寿会が開設するデイサービスさくら（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスさくら
- ② 所在地 豊田市四郷町森前南 33-11

(組織体制、職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤専従）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 3名（常勤兼務 3名、介護職員と兼務、機能訓練指導員と兼務）
看護職員 2名（非常勤専従 1名、常勤兼務 1名）
介護職員 4名（常勤専従 2名、常勤兼務 2名、生活相談員と兼務）
機能訓練指導員 3名（常勤兼務 1名、常勤専従 2名、生活相談員と兼務）
従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。
- ③ その他
事務職員 1名（非常勤専従）

(従業者の責任範囲、権限、業務分担及び協力体制)

第5条 事業所の従業者の責任範囲、権限、業務分担及び協力体制は、次のとおりとする。

(1) 管理者の責任範囲及び権限は以下のとおりとする。

- ① 従業者の管理
- ② 苦情及び事故対応の初期段階での判断
- ③ 困難事例の対応についての判断及び事例
- ④ 業務の実施状況の把握
- ⑤ 請求業務
- ⑥ 従業者に、法令及び基準を遵守させるための必要な指揮命令
- ⑦ 通所介護計画の作成

(2) 従業者の責任範囲及び権限は以下のとおりとする。

- ① 地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの契約内容及び重要事項の説明
- ② 地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの実施

(3) 業務分担及び協力体制については以下のとおりとする。

- ① 生活相談員ごとに担当する利用者を決定する。
- ② 生活相談員は、担当利用者以外の利用者からの問い合わせに対しても迅速に対応する。
- ③ 困難事例を抱えている場合、協力して対応にあたり、必要な場合は法人の統括責任者を含めた法人カンファレンスを行い、対応方法を検討する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日と事業所指定日を除く。土曜日は午前までとする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午前12時00分
2単位目 午後1時00分～午後5時00分 までとする。
- ④ 延長サービスの有無 サービス提供時間を超えたサービスの提供は実施しない。

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位目 定員18名 2単位目 定員18名

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。指定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。

- ① 健康状態の確認
- ② お茶の提供
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 集団体操（集団訓練）

- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 排泄介助やその他日常生活上の援助
- ⑦ 日常生活における相談及び助言
- ⑧ 栄養相談
- ⑨ 口腔機能の改善
- ⑩ 送迎

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えた送迎は基本的には実施しない。
- 3 サービス提供時間を越えたサービスの提供は実施しない。
- 4 飲み物代は、1日100円を徴収する。おやつ代は、100円を徴収する。おやつは例外なく持ち帰りは不可とする。
- 5 おむつ代は、1枚100円を徴収する。
- 6 日常生活やレクリエーションにおいて通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的実施する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をする。
- (5) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。（担当者：田中芽美）
- (6) 事業所はサービス提供中に当事業所従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。（町名記載）

四郷町、上原町、京町、青木町、井上町、伊保町、花本町、亀首町、高町
記載以外は要相談とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第13条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 カ月以内

② 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 豊寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務改善会議)

第 16 条 事業所はサービスの提供にあたって改善すべき課題について 1 年に 1 回検討を行い、必要な場合は適宜頻度を増やす。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。